長谷川法律事務所 弁護士 長 谷 川 桂 子 (愛知県弁護士会)

> 令和2年7月29日 犯罪被害者支援弁護士制度検討会

弁護士の仕事について

弁護士の職務-法律事務(弁護士法第3条)

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行 政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務 を行うことを職務とする。

例・法律相談 - 法律的な説明・助言

・代理人・弁護人等 - 事件を受任して、ご本人のために交渉・訴訟・手続をする

・犯罪被害者が求めるものは様々

例

- ・ 加害者の処罰
- ・ 加害者の反省・謝罪
- 真相解明
- 再被害の防止
- 被害回復
- 損害賠償
- 刑事手続への関与
- ・ 生活上の困難の解消 (順不同)

- ・弁護士に期待される犯罪被害者支援活動
 - -受任(代理)だけでなく、法律相談(助言)も重要な位置を占める

1つ1つの問題に、法的な助言、解決方法の提示、

- ・制度、手続を説明して、理解を助ける
- ・どう対処したら良いか、助言する

必要に応じて受任して代理人として支援等をしていく

- 例 ・ 法律上の手続についての説明
 - ・ 法律上の手続に関する情報収集
 - ・ 民事、刑事、少年手続における権利行使の助言、代理人活動
 - ・ 加害者等との交渉における助言、代理人活動
 - 刑事裁判における被害者参加委託弁護士活動
- ※気持ちは揺れ動く → 何度も意向を確認しながら

例 両親が、殺人事件で亡くなった

- メディアスクラムに対する対応-窓口
- ・ 預金がおろせない-相続手続
- ・ 親が亡くなった一親権者指定、未成年後見人
- ・ 現場の賃貸マンションの大家さんとの交渉
- ・ 生活保護の受給
- 損害賠償請求

&

- 刑事弁護人との対応 (示談対応を含む)
- ・刑事手続への関わり方

例 自宅(賃貸アパート)に侵入され、性暴力の被害を受けた

- 捜査対応-被害届提出がスムーズに行く時同 がスムーズに行かない時
- ・ 刑事弁護人との対応
- ・刑事手続への関わり方

&

- ・ 加害者が判明しているとき (示談対応で行うこともある)
 - 損害賠償
 - •接近禁止
 - 転居
 - 謝罪
- ・ 大家さんとの対応

犯罪被害者の刑事裁判への関わり

犯罪被害者の 刑事事件への関わりと 弁護士による支援

刑事事件に どう関わりたいか

一切関わりたくない

処罰してほしい

知りたい

- -裁判の結果は知りたい
- ・裁判の内容は教えて欲しい
- ・裁判を自分で見聞きしたい
- ・ 検察官の公判活動に

意見を言いたい

裁判に積極的に関わりたい

- 自分の意見を取り入れて欲しい
- 自分の口から裁判所へ伝えたいことがある
- 犯罪被害者としてやれることは全部したい

【おさらい】 事件発生からの刑事事件の流れ

捜査段階 事件発生~起訴



起訴~判決確定

判決確定後

判決確定~

事件発生からの刑事事件の流れ

(1)捜査段階

並行して、示談するかしないかも問題となる

事件発生



捜査段階

起訴

公判段階

判決確定

判決確定後

事件発生



捜査



被疑者逮捕

※在宅(逮捕されない)もある



捜査



起訴•不起訴

被害届

告訴

事情聴取

現場検証

など

事件発生からの刑事事件の流れ

(2)公判段階

並行して、示談するかしないかも問題となる

事件発生

捜査段階

起訴

公判段階

判決確定

判決確定後

起訴

公判前整理手続

※ない事件もある

 \downarrow

<く公判期日>>

審理

 \downarrow

評議

(裁判員裁判の場合)

判決

検事との 打ち合わせ

傍聴

証人尋問

心情意見陳述

被害者参加

控訴•上告

刑事裁判への関わり方の選択

・するかしないか、被害者ご本人が選択できる部分

傍聴(代理傍聴含む)

知りたい

意見を言いたい

知りたい

被害者参加

心情意見陳述

各種連絡通知制度

裁判に積極的に関わりたい

証人の立場

・選択できない部分(意向が尊重される場合もあるが) 犯罪事実に関する証人としての出廷

事件発生からの刑事事件の流れ

(3)判決確定後

並行して、示談した場合はその履行の問がが、 していない時は別途損害賠償請求等をするか が問題となる

事件発生

捜査段階

起訴

公判段階

判決確定

判決確定後

判決確定

受刑中の様子は

→ 服役

仮釈放

保護観察

又は

満期出所

いつ出所

仮釈放の状況

心情を伝えて

出所後の不安

【 資料1一被害発生からの流れと弁護士による被害者支援・全体像 】 令和2/7/29 作成者 弁護士 長谷川桂子 不起訴 ★警察/被害者連絡制度 ★検察庁/被害者通知制度 被疑者検挙の旨、氏名、年齢等 刑事裁判の結果 ★検察庁/被害者等通知制度 √★検察庁/不起訴記録の開示請求 送致先検察庁 主文 不起訴裁定の主文検察庁、 Oアドバイス 起訴不起訴等の処分結果(身柄) 裁判年月日 不起訴裁定の理由の骨子 〇内容解説 確定·上訴 ★検察審査会/申立等 在宅(逮捕されない) 略式起訴 や の場合もある ★検察庁/確定記録の閲覧謄写 ★検察庁/被害者通知制度 即決裁判 の場合もある Oアドバイス 公判期日(裁判所名、日時) 〇内容解説 起 被疑者 公判期日 の 整理 逮捕 被害者参加していなくても ★検察庁/被害者通知制度 ■ 被害届の提出 ★被害者参加 公訴事実の要旨 できること Oアドバイス 確定 服役 🗖 仮釈放 📮 保護観察 ★公判への出席 〇同行 ★ 裁判傍聴←★優先傍聴券の交付 ○警察官との連絡交渉 〇傍聴の同行、解説 ★検察官権限行使 ■ 告訴状・告発状の提出 ★検察庁/被害者通知制度 〇代理傍聴 への意見・ **Oアドバイス** ★ 被害者が証人尋問を受ける 説明求める 〇書面作成 検察庁 / 服役刑務所など受刑中の処遇状況に関する事項 〇同行 ★ 付添/遮蔽 刑の終了予定時期、釈放、執行猶予取消しに関する事項 ★情状証人 ○警察官、検察官との連絡交渉 ★ ビデオリンクによる証人尋問 〇不受理の場合の対応 への尋問 ★ ビデオリンクによる証人尋問の録画 地方更生保護委員会 / 仮釈放審理の開始・結果に関する事項 ★ 被害者の意見陳述(心情) ★被告人 保護観察所長 / 保護観察の開始・終了、保護観察中の処遇状況に関する事項 ★ 付添/遮蔽 への質問 以上につき Oアドバイス ■ 事情聴取·現場検証等 〇検察官との打合 ★意見陳述(法律) Oアドバイス ★検察庁/被害者通知制度 ★ 刑事和解 拘留・保釈の身柄の状況 〇同行 〇アドバイス、代理人 ○警察官、検察官との連絡交渉 〇被害者参加弁護 ○捜査の不満へのアドバイス・対応 ★ 公判記録の閲覧謄写 ★・・・制度の利用 Oアドバイス ■・・・・その他弁護士の支援活動項目 〇内容解説 〇・・・弁護士の支援内容 ■ 警察・検察官との連絡、申入等 ★旅費・日当の支給 警察官に捜査状況について情報・説明を求める 検察官に捜査状況について情報・説明を求める 検察官に正式裁判を求める旨伝えておく ★検察官権限行使への意見・説明求める 検察官に保釈について意見を伝える 例 裁判の進捗状況、検察官の判断・方針等について説明を求める 方針について意見を述べる 逮捕状・勾留状への被害者関係情報の秘匿 保釈について意見を伝える 記録の閲覧謄写を求める 以上について 以上について Oアドバイス ○警察官、検察官への申入れ、 Oアドバイス 説明を求める等 ○検察官への申入れ、説明を求める等 「■ 加害者側〈弁護人、加害者関係者との〉との対応 ○左記について アドバイス、 加害者側への申入をする、代理人として交渉する 謝罪、示談申し入れへの対応 再被害防止 ■ 加害者側との対話 ■ マスコミとの対応 取材、加熱取材、虚偽報道への対応 〇アドバイス、マスコミへの申入〈場合によっては内容証明〉、取材窓口になる その他の支援 ★公安委員会(窓口は警察署)/ 犯罪被害者等給付金申請 時効2年、除斥期間7年 ■ 被害を原因として発生する様々な問題への対処

〈 起訴後 弁論終結 まで 〉

★裁判所/損害賠償命令制度

例 家事一相続、未成年者後見、成年後見

行政一生活保護申請

労働一休業、解雇

審理

> 決定

損害賠償命令申立期間

申立

■ 損害賠償〈示談交渉、調停、訴訟等〉

損害の回復

廷

外

報を

知

た